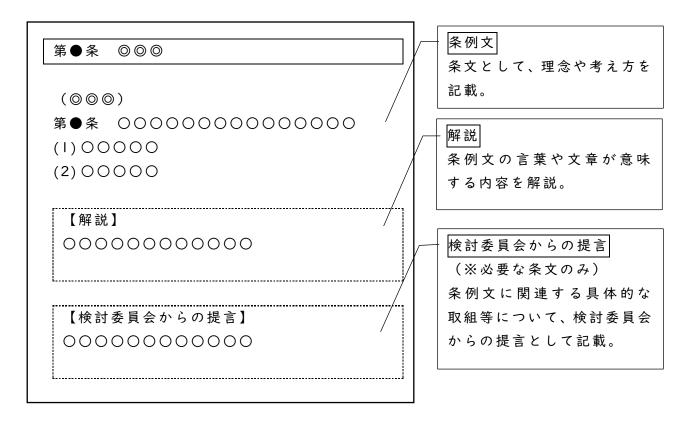
条例素案(第8回検討委員会時点・案)

<各ページの記載の見方>



目次

前文		2
第 条	目的	3
第 2 条	定義	4
第 3 条	基本理念	5
第4条	子ども・若者の権利	6
第5条	市民の役割	7
第6条	市の役割	9
第7条	切れ目のない支援のためのしくみ・後押し	10
第8条	まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり	11
第9条	子ども・若者計画	12
第 10 条	推進体制	13
第11条	委任	13

今、日本は生きづらさや、困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が、子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、未来への希望を失うことなく、助け合いながら、子ども・若者が育ち暮らしていけるよう、多摩市ならではの、環境をつくることが 重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置づけ、生きる権利、育つ権利、 守られる権利、参加する権利を定めていますが、多摩市では、子ども・若者の権利として、その4つの権利に加えて、さらに挑戦する権利も大切にします。

子ども・若者は、守られるだけの存在ではなく、自ら考え行動できる存在です。周囲が、子ども・若者の主体性を尊重し、互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己 肯定感や自信につながっていきます。

わたしたちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、すべての子 ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

わたしたちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、寄り添った支援ができるように、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

わたしたちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、挑戦する勇気をたたえ、結果にとらわれずその未来を応援します。

わたしたちは、このまちで暮らし、活動している強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市に向けて行動します。

わたしたちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、だれもが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、「子ども・若者を誰ひとり取り残さない、子ども・若者を大切にするまち・多摩市」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1条 目的

(目的)

第 1 条 本条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、お互いを認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします。

【解説】

本条例では、

- ① 子ども・若者が、切れ目のない支援を受けられる環境
- ② 子ども・若者が、まちづくりに参画し活躍できる環境を整えることよって、あらゆる状況の子ども・若者が、他者と価値観を認め合いながら自己肯定感を育み、それぞれが目指す姿に向けて成長できることを目指します。
- ■「自分自身を認めるとともに、お互いを認め合う」 自分自身を認め、子ども・若者以外の大人世代も含めて、それぞれが他者と認め合 うことによって、それぞれが他者から認めてもらえることを表現しています。
- ■「将来にわたり希望を持って成長できるまち」

将来を考えるためには、現在の生活の中で、自身が受け入れられている感覚を持つことが重要です。考え方や抱えている事情等は、人それぞれ異なることから、目指す姿も人それぞれ異なります。子ども・若者が自分なりの目指す姿を考え、その実現に向けて主体的に取り組んでいけるよう、後押しするまちを目指します。

第2条 定義

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) 子ども・若者 概ね30代までの市民をいいます。
 - (2) 市民 市内に居住する者、働く者、学ぶ者、活動する者及び団体をいいます。
 - (3) まちづくり 地域のさまざまな主体が、それぞれの特性や強みを活かしながら、 状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

【解説】

■(I)子ども・若者

子どもは、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、18歳未満と定義されています。本条例では、社会に出てから困難に直面する世代も含め、子どもから若者まで切れ目のない支援を行うことを目的として、おおむね30代までを子ども・若者と定義します。

子ども・若者への切れ目のない支援として、胎生期(妊娠期)からの支援が重要 であることから、胎児についても、可能な範囲で取組の対象として考えます。

■ (2) 市民

市内に在住・在勤・在学している個人のほか、市民 活動団体、NPO 法人、保育園、幼稚園、学校、民間企業等の団体を指します。

■(3) まちづくり

この条例で定義する「まちづくり」とは、以下の要素を満たす取組であり、実施 者や分野、規模の大小にとらわれず、多様な取組を指します。

- ①行政だけでなく市民個人や団体が主体となって
- ②それぞれの持つ強みを活かしながら
- ③状況に応じて、連携して
- ④暮らしやすいまちをつくる活動

例えば、・市の行政計画の策定会議への参加

- ・市民個人や団体による、身近な地域での交流活動・ボランティア活動・ 地域活性化に向けた活動
- ・民間事業者による、地域活性化のための活動
- ・子ども・若者が新たに考える地域での活動

など、さまざまな取組を想定しています。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 この条例は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が、自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた、切れ 目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による、意見表明やまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互協力・相互支援の関係を築くこと。

【解説】

- ■(I)子ども・若者の権利
 - ⇒「第4条 子ども・若者の権利」を参照
- ■(2)切れ目のない支援
 - ⇒「第7条 切れ目のない支援のためのしくみ・後押し」を参照
- (3) まちづくりの参画
 - ⇒「第 2 条 定義」、「第 8 条まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境 づくり」を参照
- (4) 相互協力・相互支援の関係
 - ⇒「第5条 市民の役割」を参照

子ども・若者を含む市民個人や団体といった、さまざまな主体が、支援をする側・される側という一方的な関係によらず、お互いに協力し支え合う関係を、「相互協力・相互支援の関係」と表現しています。

第4条 子ども・若者の権利

(子ども・若者の権利)

- 第4条 子ども・若者には、生き、育ち、守られる権利があり、抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。
- 2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。
- 3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

【解説】

子ども・若者は、市民の定義にも含まれますが、本条では、子ども・若者に 特化した事項を規定します。子ども・若者が権利を行使できるようになるため には、子ども・若者が自分の持つ権利を知ることが大切です。

子ども・若者には、さまざまな困難から守られ、適切な支援を受ける権利があり、自分の身の回りの状況をよりよくするために意見を表明し参画する権利もあります。積極的に意見を発信できる子ども・若者に限らず、声を上げにくい子ども・若者も含め、考えや思いを表明する権利を持っています。

子どもヒアリング・若者ワークショップの中でも、まちをよくするための具体的なアイディアが多く寄せられ、「自分の意見が言える場、聞いてもらえる場が欲しい」という声もありました。

また、子ども・若者は、それぞれの個性や能力を存分に発揮することが期待 される存在であり、身の回りの課題の解決に向けて主体的に行動できる存在で もあります。

子ども・若者が失敗を恐れずに安心してチャレンジできるよう、周囲のさま ざまな主体は、そのチャレンジを後押しすることが重要です。

■「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」

18 歳未満の子どもの基本的人権を定め、大きく分けて、以下の 4 つの権利を 定めています。

- ①生きる権利 (すべての子どもの命が守られること)
- ②育つ権利 (もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や 教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)
- ③守られる権利 (暴力や搾取、有害な労働などから守られること)
- ④参加する権利(自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)

第5条 市民の役割

(市民の役割)

- 第 5 条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重する ものとします。
- 2 市民は、それぞれが持っている力や状況に応じて、子ども・若者を見守り、ともに 活動し、必要な情報の提供や助言その他の支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市内で活動する団体は、それぞれが持つ強みを活かし、子ども・若者の支援・活躍 の推進に向けて活動し、必要に応じて市や他の団体と相互に連携するよう努めるもの とします。
- 4 事業者は、働く場を提供する立場から、未来の人材となる若者の育成に努めるもの とします。

【解説】

■ | 権利の尊重

子ども・若者の権利を守るためは、子ども・若者を含む市民の不断の努力が必要です。子ども・若者の権利は、当然守られるべきものですが、十分に守られていない実態があるため、市民が必ず尊重すべきこととして規定します。

■ 2 子ども・若者に身近な関係づくり

市民は、子ども・若者と関わる中で、困難への支援とまちづくり参画・活躍への後押しに取り組みます。家族や地域など子ども・若者の周りにいる大人世代は、自らの役割として認識し、行動するよう努める必要があります。

特に、困難を抱える子ども・若者を支援するには、見守りの機能を高め、子ども・若者本人の助けを求める力(受援力)を高めることが重要です。子どもヒアリングの中では、困った時の相談は、家族や友人など信頼している身近な相手にするとの回答が多くありました。日常的なかかわりの中で信頼関係を構築することが、問題の早期発見・早期支援につながります。

また、子どもは、支援されるだけではなく、支援する立場で力を発揮できる存在ですが、その行動は子どもの自発性に基づいて行われるべきものです。

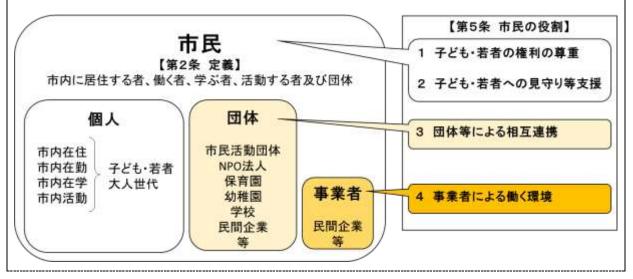
■3 市内で活動する団体による強みを活かした活動及び相互連携 市内で活動する団体とは、市民活動団体、NPO法人、保育園、幼稚園、学 校、民間企業等の団体を指します。

市内で活動する団体は、それぞれが持つ専門性や柔軟性などの強みや特性を活かしながら活動し、相互に連携し、支援につなげます。

■ 4 事業者による働く場を通じた若者への支援と活躍の後押し

事業者は、子ども・若者への支援に貢献する側面だけではなく、従業員に対し、適切な労働環境の整備や人材育成を図ることで、若者の成長に寄与しており、未来の人材育成を担う存在です。働く場を提供することによって、若者の生計の基盤となると同時に、その能力や個性を発揮する活躍の機会も提供しています。

※イメージ図



【検討委員会からの提言】

○ 新しい労働環境(働き方改革、再雇用制度、障がい者雇用制度)の創設

第6条 市の役割

(市の役割)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について検討するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。
- 2 市は、子ども・若者を含む市民が、本条例の理念を共有し、ともに推進できるよう、 理解促進のための周知・啓発、学びの機会づくりを行うものとします。
- 3 市は、市民と連携するとともに、各主体間の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に 応じて適切な施策を講じるものとします。

【解説】

- I 推進体制と施策の検討・実現 総合的とは、横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します。
- 2 周知・啓発

市は、子ども・若者の権利を含む本条例の内容についての理解促進を図るため、子ども・若者への学ぶ機会の提供や、子ども・若者以外の市民への周知・ 啓発を行います。

■3 各主体との相互連携のしくみづくり 市は、市民個人や団体の活動と補完し合いながら連携し、また各主体が円滑 に連携できるよう取り組みます。

【検討委員会からの提言】

- 総合的部署調整・連携のしくみづくり
- 数値目標に基づく施策評価と改善(指標例:多摩市に住み続けたい子ども・ 若者の割合)
- 子ども・若者に対する、権利について学ぶ場の提供
- 市民等に対する、子ども・若者の権利についての周知・啓発
- 子ども・若者の視点が反映されたわかりやすい副読本の作成・配布
- 子ども・若者を支援する NPO 法人などの育成・支援
- 市民団体や NPO、関係機関等の活動を情報収集し、取組の PR や団体同士の連携やコラボレーションを促進するしくみづくり
- クラウドファンディングや寄付など、持続可能な財源調達のしくみづくり

第7条 切れ目のない支援のためのしくみ・後押し

(切れ目のない支援のためのしくみ)

- 第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、 支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。
- 2 市及び子ども・若者を支援する市民は、子ども・若者の年齢や制度の狭間で支援が途切れないよう、子ども・若者本人の希望に寄り添い、成長過程に応じた連携・支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市は、子ども・若者を支援する市民が、その役割を十分に果たせるように必要な支援 策について検討し、適切な施策を講じるものとします。

【解説】

子ども・若者を支援する市民とは、子ども・若者に関わる相談支援機関、教育機関、 NPO 法人、地域団体などを指します。

- 1 市及び子ども・若者を支援する市民は、地域のつながりなどさまざまな機会を通じて、困難を抱える子ども・若者を発見できるよう努めます。自分の困り事を自覚できていない子ども・若者についても、自分の危機に気づき、支援を活用できるように働きかけます。
- 2 市及び子ども・若者を支援する市民は、子ども・若者やその家族を含む市民等からの相談に適切に応じられるよう機能の充実を図り、年齢や制度等の狭間で支援が途切れないよう、必要に応じて次の支援者につなぎます。また、支援にあたり子ども・若者の特性や成長の段階を踏まえ、子ども・若者本人の希望に配慮するよう努めます。
- ■3 市は、子ども・若者の支援に、思いや意欲、専門性や技術を持った人材が集まり、やりがいと自信を持って活動できるような施策を総合的に検討し、講じるものとします。

【検討委員会からの提言】

- 声を上げにくい子ども・若者の意見表明機会の確保やアドボカシー(権利擁護、代弁)
 - エンパワメント(不当な力に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援)
 - ▶ 居場所設置
 - ▶ 多様な教育機会の確保ピアサポート(仲間同士・当事者同士の支え合い)のしくみ
- 組織を超えて支援者同士が連携できる仕組みの構築
- 制度や年齢による支援の狭間における連携のしくみ・チェック機能
- 子ども・若者を支援する者の個人情報の共有のしくみ
- 子ども・若者を支援する者(福祉職)が人権や心身を守られながら仕事をするための支援

第8条 まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり

(まちづくりの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり)

- 第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を、社会の一員として尊重 し、意見の表明やまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとし ます。
 - 2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が持ち得る能力を発揮して暮らしやすいまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

【解説】

- I 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が、暮らしやすいまち づくりに参画しようと主体的に思えるよう工夫し、機会の確保に努めます。
- ■2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が、アイディア、情報などを提供して、暮らしやすいまちをつくるために活躍し、積極的にチャレンジできるしくみづくりに努めます。また、若い世代の力を信じ、その価値観や多様性を受け止め、主体性を尊重するよう努めます。

第9条 子ども・若者計画

(子ども・若者計画)

- 第9条 市は、子ども・若者の支援・活躍の推進に向けて、必要な施策を子ども・若者 計画に定め、総合的な推進を図るものとします。
- 2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。
- (1) 子ども・若者の支援・活躍の推進に関する基本的な方針
- (2) 基本的な方針を具体化する施策の内容
- (3) 施策の達成目標

【解説】

「子ども・若者計画」とは、「子ども・若者育成支援推進法」において、市町村が作成するよう努めることと定められている「市町村子ども・若者計画」を指します。

【検討委員会からの提言】

- 「子ども・若者計画」の策定段階から、子ども・若者の参画機会が保障されるし くみ(外部会議の委員に子ども・若者枠を設定して参画機会を保障するなど)
- 子ども・若者が主体的に事業提案を行い、その提案を市が実現するしくみ
- 子ども・若者活躍プラン(子ども・若者の活躍を目的に、行政主導ではなく子ど も・若者からアイディアを出してもらい策定する計画)
- 子ども・若者の活動のファシリテート役を育成、配置

第10条 推進体制

(推進体制)

第 I O 条 市は、子ども・若者の支援・活躍の推進に向けて、総合的な見地から調整し、 施策の評価を行うために必要な体制を整備するものとします。

【解説】

市は、子ども・若者計画の策定及び総合的推進を図るため、市役所内部の組織横断的な体制及び子ども・若者を含む市民等による外部評価と改善のしくみを検討し、その実現に向けて取り組みます。

また、総合的とは、横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します。

【検討委員会からの提言】

- 市役所内部の部署横断的な組織体制の整備
- 子ども・若者の参画を必須とする外部組織の設置
- 各組織の代表者及び子ども・若者当事者を構成員とした、連携推進のための外部 組織の設置
- 推進体制は、既存の会議体を活用し、不足する要素を拡充し整備
- 施策等について、適宜見直しを実施

第11条委任

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。